

5/13  
(金)

地域と行政をつなぐ

区長会議・区長会総会を開催



令和4年度区長会議及び区長会総会が、会議時間短縮や座席間隔を空けるなど、新型コロナウイルス感染症対策を講じたなかで開催されました。

区長会議においては、町政の発展に寄与された退任区長代表者へ表彰状の贈呈や、再任・新任区長へ委嘱状が交付され、また、町の組織体制及び今年度の主要事業等についての説明が行われました。区長会総会では、今年度の事業計画や予算などを審議し、決定されました。

### 株式会社ホンダパーツ日商 茨城営業所 交通安全かるた寄贈



葵児童クラブでの様子

(株)ホンダパーツ日商 茨城営業所から、社会貢献活動の一環として、子どもたちに覚えて欲しい交通ルールやマナーを紹介する「交通安全かるた」が寄贈されました。

「正しい交通行動」や「命の大切さ」について考えるきっかけづくりとして、町内の放課後児童クラブ4か所で活用されています。

4/26  
(火)

簡単・便利な納税に向けて

キャッシュレス納付共同推進  
宣言調印式

国税と地方税の納付について、キャッシュレス納付の利用を推進するため、町と水戸税務署が共同推進宣言の調印式を行いました。

共同推進宣言とあわせて、町のマスコットキャラクター「ひめ丸くん」がキャッシュレス納付推進大使に任命されました。

5/23  
(月)交通網拡大で生活をもっと便利に  
TX水戸・茨城空港延伸促進  
協議会が発足

つくばエクスプレス（TX）の茨城空港を経由して水戸方面への延伸の実現を目指す「TX水戸・茨城空港延伸促進協議会」の設立総会が開催されました。

同協議会は、水戸市・石岡市・かすみがうら市・小美玉市・茨城町の4市1町の首長と議会議長、商工会議所会頭、商工会長の16人が発起人となり、経済界や建設関係など約180団体で発足しました。

今後は、TX延伸の実現を目指し、のぼり旗や横断幕の設置、署名活動、茨城県知事への要望活動等を行っていきます。



## 介護保険負担限度額認定の更新について

介護保険施設に入所または短期入所（ショートステイ）を利用している方の食費・居住費については全額自己負担ですが、所得の低い方については、申請により、食費・居住費の減額措置を受けることができます。

現在、負担限度額の認定を受けている方については、有効期限が令和4年7月31日までとなっていますので、引き続き介護保険施設を利用する方は、更新申請を行ってください（※グループホーム、有料老人ホーム等は減額の対象となりませんので、申請は不要です）。

また、令和3年度に非該当になった方も、今年度は該当になることがありますので、下表の要件を満たす場合は申請してください。

### ▶更新期間 7月4日(月)～8月31日(水)

（すでに負担限度額認定を受けている方には、6月下旬に更新案内を送付します）

#### ▶申請に必要なもの

- ① 申請書・同意書
- ② 預貯金等が確認できる書類の写し（※本人及び配偶者が持っているすべての書類が必要です）  
（例）預貯金（普通預金・定期預金・定期積金）→通帳の写し  
・金融機関名、口座番号、口座名義人の分かるページ  
・直近2か月の預金残高が分かるページ（申請前に必ず記帳してください）  
・定期預金や定期積金のページ  
有価証券（株式・国債・地方債・社債等）や出資金（農業協同組合、信用組合等）  
→証券会社や銀行の口座残高、出資金額が分かる書類の写し

- ③ 印鑑
- ④ マイナンバーカード等、個人番号が分かるもの
- ⑤ 申請に来た方と介護を受ける方の身元が確認できるもの（運転免許証、介護保険証など）

#### ▶減額対象者の要件と自己負担の上限月額

| 利用者負担段階 | 所得の状況                                                | 預貯金等の資産の状況                   | 居住費（滞在費） |             |                  |      | 食費     |            |
|---------|------------------------------------------------------|------------------------------|----------|-------------|------------------|------|--------|------------|
|         |                                                      |                              | ユニット型個室  | ユニット型個室の多床室 | 従来型個室            | 多床室  | 施設入所者  | ショートステイ利用者 |
| 第1段階    | 生活保護受給者の方等                                           | 単身：1,000万円以下<br>夫婦：2,000万円以下 | 820円     | 490円        | 490円<br>(320円)   | 0円   | 300円   | 300円       |
| 第2段階    | 世帯全員が住民税非課税<br>前年の本人の合計所得金額と課税・非課税年金*収入額の合計が80万円以下の方 | 単身：650万円以下<br>夫婦：1,650万円以下   | 820円     | 490円        | 490円<br>(420円)   | 370円 | 390円   | 600円       |
| 第3段階①   | 前年の本人の合計所得金額と課税・非課税年金*収入額の合計が80万円超120万円以下の方          | 単身：550万円以下<br>夫婦：1,550万円以下   | 1,310円   | 1,310円      | 1,310円<br>(820円) | 370円 | 650円   | 1,000円     |
| 第3段階②   | 前年の本人の合計所得金額と課税・非課税年金*収入額の合計が120万円超の方                | 単身：500万円以下<br>夫婦：1,500万円以下   | 1,310円   | 1,310円      | 1,310円<br>(820円) | 370円 | 1,360円 | 1,300円     |

（ ）内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合またはショートステイを利用した場合の額です。

\* 平成28年8月1日から非課税年金（遺族年金・障害年金等）を収入として算定しています。

#### 特例減額措置について

負担限度額の認定が非該当になる方でも下記の要件すべてに該当する場合、特例的に減額措置を受けることができます。

1. 世帯の構成員が2名以上であること
2. 介護保険施設に入所し、食費・居住費の負担を行っていること（ショートステイ利用は含まない）
3. 全ての世帯員及び配偶者の年間収入から施設の利用負担の見込額を除いた額が80万円以下となること
4. 全ての世帯員及び配偶者の現金、預貯金等（有価証券、債券等も含む）の額が、450万円以下であること
5. 全ての世帯員及び配偶者がその居住の用に供する家屋その他日常生活に必要な資産以外に資産を所有していないこと
6. 全ての世帯員及び配偶者が介護保険料を滞納していないこと

【申請・問合せ先】長寿福祉課 ☎029-291-8407（直通）